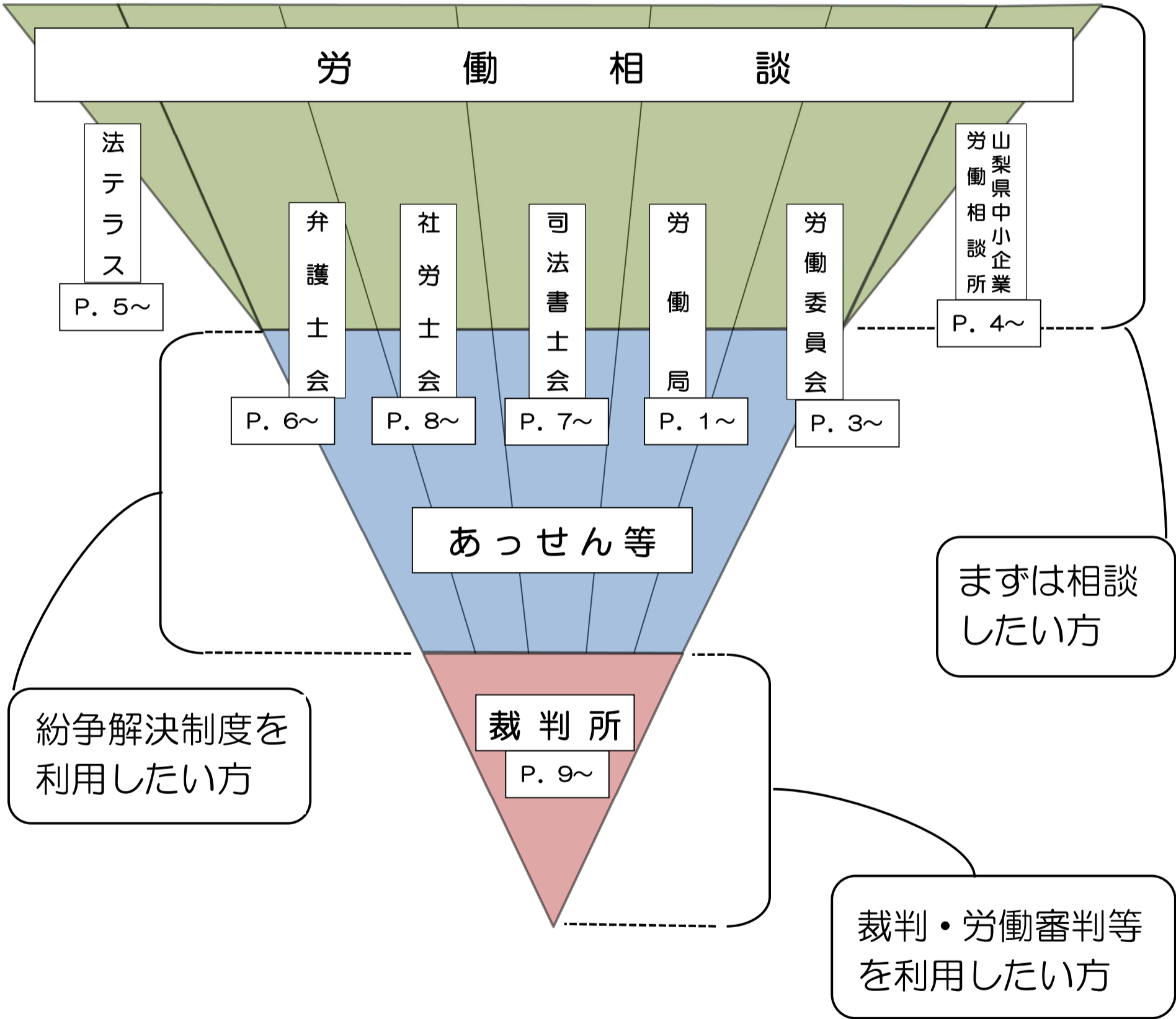


～～職場の労働問題でお困りの方へ～～
山梨県内の労働相談窓口及び個別労働紛争解決機関の
ご紹介

労働相談・個別労働紛争解決制度の問合せ先及び制度等について、ご紹介します。
なお詳細については、各機関に直接お問い合わせください。



	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山梨労働局 (雇用環境・均等室)	総合労働相談コーナー (県内4か所)	情報提供・相談	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラ等、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。
	山梨労働局雇用環境・均等室内 (住所: 甲府市丸の内1-1-11) (電話: 055-225-2851)		【費用】 無料。
	甲府労働基準監督署内 (住所: 甲府市下飯田2-5-51) (電話: 055-224-5620)		【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
	都留労働基準監督署内 (住所: 都留市四日市場23-2) (電話: 0554-43-2195)	山梨労働局長による助言・指導	【対応時間】 月曜～金曜の8:30～17:15(12:00～13:00は昼休み) なお、相談専門の相談員は9:00～16:30まで勤務しています。 ※土曜・日曜・祝祭日、年末年始は対応していません。
	鵜沢労働基準監督署内 (住所: 南巨摩郡富士川町鵜沢655-50) ※令和5年8月28日より富士川町鵜沢1760-1に移転します (電話: 0556-22-3181)		【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し解決の方向を示すことにより、紛争当事者間での自主的な紛争解決を促進する制度です。
	【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス!		【費用】 無料。
		山梨紛争調整委員会によるあっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、山梨労働局長から委任を受けた山梨紛争調整員会(弁護士、大学教授等の委員で構成)から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。
			【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山梨労働局 （雇用環境・均等室）	山梨労働局雇用均等室 （住所：〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11） （電話：055-225-2851） 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス！	相談	【制度概要】 性別による差別的取扱い、パワハラ、セクハラ、マタニティハラスメント、パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇等といった、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等に関するご相談を受け付けております。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【対応時間】 月曜～金曜の 8:30～17:15(12:00～13:00 は昼休み) なお、相談専門の相談員は 9:00～16:30 まで勤務しています。 ※土曜、日曜、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		山梨労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等に規定された事業主と労働者との間の紛争について、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。
		調停会議による調停	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等に規定された事業主と労働者との間の紛争について、山梨労働局長から委任を受けた山梨紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の場合等、解決の見込みが得られない場合、同手続きは打ち切り終了となります。必ずしも両当事者が相対しなくてよいため、相手方に直接会うことなく終了できます。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には和解契約としての効力を持ちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。


	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山梨県労働委員会	<p>山梨県労働委員会事務局 (住所: 甲府市丸の内1丁目6-1 北別館3階) (電話: 055-223-1827)</p> <p>【特長】 公(公益委員)・労(労働者委員)・使(使用者委員)の三者構成を活かした解決援助サービス!</p>	相談	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について相談に応じます。労働者、使用者いずれからの相談も受け付けます。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 面談又は電話。</p> <p>【対応時間】 月曜～金曜日(祝祭日、年末年始は除く) 8:30～17:00</p>
		個別労働関係紛争あっせん	<p>【制度概要】 労働者と使用者の間で労働関係のトラブルが生じた場合に、労働委員会の委員であるあっせん員が間に入り、当事者双方の言い分を聞き、問題点を整理し、中立公正な立場から、双方の歩み寄りによる解決をお手伝いします。 解雇や雇い止め、退職勧奨、労働条件の引き下げ、賃金未払い、いじめ・嫌がらせなど、労働に関するあらゆるトラブルがあっせんの対象となります。 あっせん員は、公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)の三者で構成されており、公正な立場で助言を行い、労使関係の改善につながる解決に導きます。 あっせんは非公開で行い、秘密は厳守されます。 ※ 労働組合など集団と使用者との間の紛争は、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労働行為救済の制度が利用できます。</p> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山梨県 (中小企業労働相談所)	<p>中小企業労働相談所</p> <p>(住所:甲府市飯田1丁目1-20 JA会館5階 県民生活センター内)</p> <p>(電話:055-223-1471)</p> <p>【特長】 親切・丁寧。 一般相談や金融トラブル等への連携がスムーズ。</p>	相談員による労働相談	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。</p>
			<p>【費用】 無料</p>
			<p>【相談方法】 電話又は面談(予約不要)</p>
			<p>【相談時間】 月曜～金曜日(祝祭日、年末年始は除く) 8:30～17:00</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター山梨地方事務所（法テラス山梨）	法テラス山梨 （住所：甲府市中央 1-12-37 イリックスビル 1F） （電話：0570-078-326） （ホームページ： http://www.houterasu.or.jp ） （サポートダイヤル： 0570-078374）	情報提供	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいの分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料（通話料は利用者負担）。</p> <p>【利用方法】 電話又は来所。</p> <p>【受付日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法テラス山梨 平日 9:00～16:00 （土日祝祭日休業） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業） <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。</p>
	<p>【特長】 労働問題等の様々な法律トラブルに対応！</p>	民事法律扶助	<p>【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。</p> <p>【費用】 法律相談は無料 弁護士費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。</p> <p>【利用方法】 面談及び電話等（要予約）</p> <p>【注意点】 <u>収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。</u> 弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できます。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山梨県弁護士会	<p>山梨県弁護士会 (住所:〒400-0032 甲府市中央1-8-7)</p> <p>(電話:055-235-7202) (FAX055-235-7204)</p> <p>(ホームページ: http://www.yamaben.jp/)</p> <p>【特長】 法律の専門家がどんな問題でも対応いたします！</p>	<p>労働・生活保護相談</p>	<p>【制度概要】 賃金・残業代未払い、雇止め、職場でのいじめ・セクハラといった労働問題や生活保護が受給できない、といった問題について対応する専門の弁護士を紹介する制度です。</p> <p>【費用】 ・5,500円/30分(税込) (ただし、収入によって無料となりますので担当弁護士にご相談下さい。)</p> <p>【相談方法】 ・面談にて相談 (時間・場所は弁護士と打合せてください) <<相談までの流れ>></p> <p>①山梨県弁護士会に「労働・生活保護相談」を利用したいとご連絡ください。</p> <p>②弁護士会で、必要事項をお聞きした後、相談を担当する弁護士をご紹介いたします。</p> <p>③その後、弁護士会から紹介を受けた弁護士に電話をし、相談日時等をお決めください。(弁護士会では個々の相談担当者の予定は把握しておりません。)</p> <p>【対応時間】 月～金 9:30～17:00 (土・日・祝は休み)</p>
			<p>民事紛争解決センター</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山梨県司法書士会	<p>山梨県司法書士会調停センター ちよっくらはなすけ</p> <p>(法務大臣認証機関: 認証番号第 134 号)</p> <p>(住所: 〒400-0024 甲府市北口1-6-7 山梨県司法書士会館内)</p> <p>(代表電話: 055-253-6900)</p> <p>(担当者直通: 090-1699-6900)</p> <p>(ホームページ: http://www.yamanashi-shiho.or.jp/kaiketsu/)</p> <p>受付時間 月～金 9時～17時 (土・日・祝祭日除く)</p> <p>【特長】 当事者双方が「主役」となり、当事者双方が『良かった』と感じられる解決策を探ります。</p>	調 停	<p>【制度概要】</p> <p>当センターは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づき法務大臣の認証を受けた、司法書士による「調停」実施機関です。</p> <p>話し合いを円滑に進めるためのメディエーショントレーニングを受けた司法書士が調停人となり、裁判ではなく、当事者同士の話し合いで紛争の解決を図ります。</p> <p>調停人は、完全に中立の立場で話し合いに関与します。そのため、原則として調停手続中にどちらか一方の当事者に法律的なアドバイスをしたり、解決策を強制することはありません。</p> <p>話し合いは非公開で行われ、当事者以外の調停に関与する者には守秘義務が課されますので、話し合いの内容が外部に漏れる心配もありません。</p> <p>紛争の内容が、民事に関する請求で、その価格が140万円以内のものであればご利用できます。</p>
	<p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時（申込手数料） 5,000円（税別） ・ 第1回目調停期日 無料 ・ 第2回目の期日以降 各回1万円（税別） ・ 合意書作成時 6万円（税別） <p>※2回目以降の費用は原則申込人・相手方が折半で負担。 ※郵送料等の実費を別途ご負担いただきます。</p>		
	<p>【申込方法】</p> <p>担当者から利用希望者に調停手続の説明を経た後、調停申込書に所定の書類と申込手数料を添えて提出ください。</p>		
<p>【その他】</p> <p>調停は原則として山梨県司法書士会館で行いますが、当事者双方の都合により他の場所で行うことも可能です（尚、この場合、会場費・調停人の交通費等の実費をご負担いただきます。）。</p> <p>調停前に法律相談を希望する場合は、山梨県司法書士会総合相談センター（電話 055-253-2376）で無料の法律相談を受けることができます。</p>			

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
山梨県社会保険労働士会	山梨県社会保険労働士会・総合労働相談所 (住所: 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F) (電話: 055-244-6064) (FAX: 055-244-6065)	総合労働相談 	【制度概要】 解雇、賃金等の労働条件、セクハラ、パワハラなど労働に関するさまざまなトラブルについて、労務管理の専門家である社労士が相談に応じます。
	社労士会労働紛争解決センター山梨 (住所: 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F) (電話: 055-244-6064) (FAX: 055-244-6065)	労働紛争解決センターによるあっせん	【費用】 無料。(但し、通話料金は自己負担)
			【利用方法・相談時間】 来室による面談(電話申込みによる予約制) 平日の10:00~16:00 (昼食時間帯を除く)
			【制度概要】 労働者と事業主の間で発生した紛争について、労働問題の専門家である社労士が「あっせん」を行い、解決の援助を行います。
			【費用】 無料。(令和6年12月8日まで)
			【ホームページ】 山梨県社会保険労働士会 http://www.y-sr.com/
	【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！		

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	<p>甲府地方裁判所 （住所：甲府市中央 1-10-7） （電話：055-213-2525）</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 労働審判手続（地方裁判所（本庁のみ）） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。
	<p>甲府地方裁判所都留支部 （住所：都留市中央 2-1-1） （電話：0554-43-2185）</p>	
	<p>甲府簡易裁判所 （住所：甲府市中央 1-10-7） （電話：055-213-2537）</p>	
	<p>都留簡易裁判所 （住所：都留市中央 2-1-1） （電話：0554-43-2185）</p>	
	<p>鵜沢簡易裁判所 （住所：南巨摩郡富士川 町鵜沢 7302） （電話：0556-22-0040）</p>	<p>【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>
<p>富士吉田簡易裁判所 （住所：富士吉田市旭 1-1-1） （電話：0555-22-0573）</p>	<p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p>	